

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

今 別 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 今別町地域

(1) 現況

本地域は津軽半島の最先端に位置し、北は津軽海峡に面し、東西 1.7 km、南北 1.4 km で、臨海山村であります。

また、河川は町のほぼ中央部を南北に縦断する今別川、長川など 15 の中小河川が三厩湾に注ぎ、その流域部を中心に平地が展開しており、平坦地と丘陵地に農地を有し、農業は水稻を主体とした町の基幹産業の中核をなしている。

今後とも農業振興を図るためには、農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全及び施設の管理が必要である。

また、丘陵地は平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域全域において地域住民を含めた共同作業により、農業用排水施設・農業用道路その他農用地の草刈、土砂上げ、砂利補修等の農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	本地域全域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

○法第3条第3項第2号事業については、以下のとおりとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

今別町全域（山村振興法、過疎法及び半島振興法の指定地域に該当）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(ハ) 今別町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

田 1/100 以上、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上の傾斜農用地を対象

(ニ) 青森県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 集落の農用地面積が1h a未満である場合において、農用地面積が0.8h a以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると今別町長が個別に認めた場合には、1h a以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると今別町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、今別町の人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体とする。

今別町促進計画区域図

